

令和6年11月臨時会会議録

令和6年11月28日 木曜日 午前10時00分開議
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	12番	八鍬長一	議員
13番	伊藤健一	議員	14番	山科正仁	議員
15番	高橋富美子	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	小野周一	議員	18番	小嶋富弥	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
都市整備課長	高橋学	選挙管理委員会 委員長	武田清治
選挙管理委員会 事務局長	井上徹		

事務局出席者職氏名

局長	山科雅寛	主事	小野一樹
主事	秋葉佑太		

議 事 日 程

令和6年11月28日 木曜日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期決定

日程第3 報告第15号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

日程第4 議案第59号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

佐藤卓也議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名です。

これより令和6年11月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

佐藤卓也議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において亀井博人議員、高橋富美子議員のお二人を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

佐藤卓也議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長八鍬長一議員。

(八鍬長一議会運営委員長登壇)

八鍬長一議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について報告申し上げます。

去る11月21日午前10時より、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長及び関係課長の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和6年11

月臨時会の運営について協議をしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては本日11月28日、1日と決定いたしました。

このたび提出されます案件は、報告第15号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について並びに議案第59号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第8号）の2件であります。

案件の取扱いにつきましては、臨時会でありますので、報告1件の後、補正予算1件を委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

佐藤卓也議長 今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、11月28日、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、会期は11月28日、1日と決しました。

日程第3 報告第15号令和6年度 新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

佐藤卓也議長 日程第3 報告第15号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

報告第15号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、10月27日に投開票が行われた第50回衆議院議員総選挙の執行に係る費用を早急に予算化するため、10月9日付で予算の専決処分を行ったものであります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ2,031万1,000円を追加し、補正後の予算総額を210億5,893万6,000円とするものであります。

選挙の執行に対応するため予算化したものでありますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました報告第15号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第15号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第15号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第15号はこれを承認することに決しました。

日程第4議案第59号令和6年度 新庄市一般会計補正予算（第8号）

佐藤卓也議長 日程第4議案第59号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第59号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、令和6年度一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1,941万8,000円を減額し、補正後の予算総額を210億3,951万8,000円とするものであります。

初めに、3ページの債務負担行為補正につきましては、新中部保育所（仮称）建設事業及びガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託事業を追加するものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、事業費の追加及び変更に伴い地方債の金額を変更するものであります。

次に、6ページからの歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金は、災害復旧事業の実施に伴う災害復旧費国庫負担金を新たに計上しております。

19款繰入金及び20款繰越金は、このたびの補正予算の財源として財政調整基金繰入金を増額し、前年度繰越金を減額しております。

22款市債は、保育所建設事業に係る事業費の変更及び災害復旧事業の予算化に伴い補正するものであります。

次に、7ページからの歳出について御説明い

たします。

3款民生費は、新中部保育所（仮称）建設事業を令和8年度までの3か年で実施することといたしまして、令和6年度に必要な予算を残して減額補正するものであります。

11款災害復旧費は、7月の大雨被害の復旧に係る経費として、道路橋りょう災害復旧事業費及び河川災害復旧事業費を計上しております。

私からの説明は以上であります。このたびの補正予算は、可能な限り早急に事業に着手するために必要な予算を計上しております。御審議いただきまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました議案第59号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 3ページの第2表債務負担行為補正、ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託事業（令和6年度）、期間が令和7年度、限度額1,826万円についてお尋ねいたします。

これについて、今までガバメントクラウドというものでなく、自治体ごとのクラウド利用、事業ごとのものがあったと思いますが、ガバメントということで国全体のシステムにするという変更だと思いますが、この内容はどうか。

2つ目は、システム変更で自治体独自の内容が変わることはないでしょうか。ないというならば、その根拠を示していただきたいと思います。

3つ目は、新たな負担発生ではないのか。そういう新たな負担発生になる可能性はあるのか、お尋ねします。

4つ目に、もしも不具合が起きた場合、そういったことなどで誰も不便は起きないと言えるのか。

5点目ですが、ガバメントクラウドに移行するという判断をした根拠は何か。

6番目に、このガバメントクラウドで標準化ということが言われておりますが、標準化に伴う財政支出はどのくらいと見ているか。国のほうでは3割削減になるのではないかと断言しているようでもあります。そうなる根拠はあるのかという点についてお尋ねします。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 それでは、私のほうからガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託事業について、今佐藤議員のほうから何点か御質問いただきましたので、御説明申し上げます。

まず、ガバメントクラウドに移行というふうな言葉がございましたけれども、こちらの説明も交えて御説明申し上げます。

こちらのガバメントクラウドにつきましては、自治体ごとのクラウド利用という様々自治体独自のサービスでクラウドというインターネット上の空間を利用したサービスとは別に、国において行っている自治体の情報のシステムの標準化・共通化に伴う作業で、政府と自治体が共通で利用するようなインターネット上の利用環境のことをガバメントクラウドというふうにして呼ばれております。今現在、来年度、令和7年度中の標準化・共通化の移行を目指して全自治体で作業を進めていく上で、このガバメントクラウドという国と地方自治体との共通の空間を利用して、その作業を進めていくその場所のことをガバメントクラウドというふうにお

りまして、ここに移行するとかそういうふうなものではまずないというふうなところでございます。

まず、全体的なスケジュールから申し上げますと、国全体で来年度中の円滑な移行を目指しておりますけれども、新庄市といたしましては、市といたしましての本格稼働は12月22日を目標としております。この本稼働に当たりまして、ガバメントクラウド上で様々国との作業のやり取りをするのに5か月間、事前作業にかかります。遡って計算しますと、ガバメントクラウドの接続については、7月22日に接続をして国とのやり取りの作業を進めていく必要があるというふうになります。

今回の債務負担行為の予算につきましては、この7月22日にガバメントクラウドに接続するための契約をしてからのネットワークの構築費用と、ガバメントクラウドに接続した後の保守業務を合算した金額が1,826万円というふうなことでございまして、令和6年度につきましては契約のみを行う、支出がゼロでございまして、この1,826万円につきましては令和7年度予算に上程して、また予算の審議をお願いしたいというふうに考えております。

そのネットワーク構築、早急に今回債務負担行為を設定させていただいて早急に契約して、ネットワーク構築の業務に入らせていただきたいわけですが、その構築作業中の前半の部分で、国との検証事業をする必要がございます。3月までに国との検証事業をそのネットワーク構築に際して行いまして、国に対して成果を報告するというふうなところが、またこの作業の途中で義務づけられております。そのために今回債務負担行為を設定させていただいたということは、なるべく早く契約して、この検証作業を進めて、余裕を持って3月まで成果報告を出したいというふうなことで、こちらのほうをお願いするものであります。

その上で、今、議員から御質問いただいた部分についてお答えいたしますと、システムの共通化で自治体独自のやり方に変更はないのかということですが、システムの標準化・共通化の作業については、様々各自治体が行っている独自のシステムとは関連はありません。あくまでも今現在全国の自治体で行われております戸籍の業務とか、国保、年金関係の20の業務についてばらばらなシステムを導入されている部分について、国の制度改正があった場合に個別に事業者と改修等のやり取りをしなければいけないというふうなところで、そういった部分で不都合が生じているところを、全国、その20の業務については統一的な基準、共通化を図ることで、国の制度改正に対して効率よく作業が進められるというふうなことから、今この共通化・標準化の作業をやっているということになりますので、個別の今自治体で行われているもののやり方とは関係ないというふうなことになります。

新たな負担が増えないのかというふうな部分につきましては、逆に共通化・標準化することによって、人的にも財政的にも負担が軽減されるというふうなことでございまして、不具合、不便等も特にないというふうに捉えております。

ガバメント移行の根拠というふうな御質問につきましては、ガバメントクラウドというものの取扱いについて今申し上げましたとおりでございまして、自治体の情報システムの標準化・共通化の根拠につきましても、人的な職員の負担軽減と財政的な負担軽減を図るため、国において法律で移行を目指しているものというふうなことになります。

財政支出はどのくらいかということになりますけれども、トータルでの金額はちょっと把握しておりませんが、こちらの1,826万円につきましては、令和7年度予算としてまた上程させていただきますが、ネットワーク構築に

係る部分についてはこのうち1,430万円で、接続後の保守管理については396万円となっております。1,430万円のネットワーク構築分につきましては、国からの10分の10の補助金が来るというふうな仕組みになっております。

保守管理につきましては、どのようなシステムであろうとも全国自治体で保守管理していくというのは経常的な費用になるかと思っておりますので、そこは各自自治体の持ち出しというふうな区分がされているところでございます。

こちらの債務負担行為の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 大変勉強になりました。

ところで、この令和7年度中にやる目標でやっているということでございましたが、富士通関係から間に合わないという通知も出ていていると聞いておりますし、さらにデジタル庁のほうでも自治体によっては間に合わないだろうという資料も出ています。それから、自治体によっては、これに合わせるためには独自のクラウドを、今までのほうがコストがかからないとデジタル庁が言っているようです。例えば埼玉関係ですけれども、23町村中21町村で独自のクラウドがあって、今のほうがコストがかからないとデジタル庁が言っているようなんです。

そういった標準化することで問題が出ているようだし、時間的にも間に合わないと言われているような問題もあり、さらに3割削減だと国のほうではそういうふうに言っているようですけれども、ならないんじゃないかと。今のほうがコストがかからないと言っている自治体も出ていますとデジタル庁が言っている。こういうようなことは御存じでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 今、佐藤議員が御質問の

中でおっしゃった部分については承知しておりません。また、富士通ができないと言っている部分についても、そういった事実があるのかなというふうには今お聞きして思いましたけれども、新庄市として今管理していただいております事業者につきましては、内部でしっかりとした協議を行った形で、うちで12月22日というふうに決定いたしましたけれども、その前に先行して構築する自治体もその事業者は抱えておりまして、その先行自治体で得た知見を基にして、残り、その事業者が抱えている自治体の大半を12月の接続で全て完了させるという形で協議を進めておりますので、期日までできないとかいう部分については、今のところ新庄市としてはそういったところはないというふうに捉えております。

経費の部分の課題については承知しておりませんが、今後そういった部分については、どういった内容があるのかという部分について検証を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほどの総合政策課長のお話で、保守については各自自治体の持ち出しだというお話がありました。そういう意味では財政負担率がなかなかつかみづらいところがあるし、多分これから保守が毎年あるか分かりませんが、古くなれば保守が必要になることがあるわけで、そういうときに各自自治体持ち出しということを言われたのでは、市としては大変な負担になっていくわけでありまして、財政負担は、国の法律で決めたものであれば国の責任でやっていただきたいというふうに求めていくことが必要なような気がするのですが、どうですか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 ちょっと私の説明が足らなかった部分もあるかと思うんですが、このシステムの標準化・共通化に係る部分で、国においてすべき部分については、国において負担をしていただいているというふうに認識しております。それで、従来からかかっていた部分について、本来市町村として持つべき部分については、従来どおり自治体負担になるのかなというふうな部分で捉えております。

全体的な経費につきましても、基本的に税でありますとか国保、あと福祉関連、介護関連の20の業務が、共通化によって人的な部分とか、あと様々な制度改正によってシステムを個別に改修が必要であった部分というのが、全国統一のシステムが図られることで経費が削減されるというふうなこと、将来的な部分の経費削減が見込まれるというふうなところもありますので、現在の今の状況を捉えて負担がどうかという部分についてはなかなか申し上げることができませんけれども、単純に考えて、やはり統一化を図ることによって、将来的には全体的な経費は削減されるのであろうというふうなところは認識しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は討論を終結し、直ちに採決するこ

とに決しました。

これより採決いたします。

議案第59号令和6年度新庄市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

閉 会

佐藤卓也議長 以上で今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

本日はどうもお疲れさまでした。

午前10時29分 閉会

新庄市議会議長 佐藤 卓 也

会議録署名議員 亀 井 博 人

〃 〃 高 橋 富美子